

京都市告示第 322 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成19年12月18日

京都市長 梶 本 頼 兼

臨時に休館する日 平成19年12月25日(火)、26日(水)及び27日(木)

(歴史資料館)